

事業者排出量削減報告書

（あて先）京都府知事 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都府舞鶴市字浜1035番地	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 院長 多々見 良三 電話 0773 - 62 - 2510
--	--

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	一般病院
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
計画期間	平成 18 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月
基本方針	エネルギー排出量の削減、産業廃棄物の削減等、地球温暖化防止に向け、実用性の高い省エネルギー対策を推進することにより、エネルギー消費量の確実な削減を実施する。
推進体制	省エネルギー推進委員会を施設課に設置し、管理者運営会議において、現状や今後の方針・実施計画を確認し、また院内週報等を活用して全職員に対し意識の向上を図り、省エネルギーを推進する。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	19年度	冷暖房機	空調温度を出来る限り夏期28℃・冬季20℃に、冷温水温度を夏期10℃・冬季48℃に。冷暖房運開始終了時間をそれぞれ15分短縮、及び空調運転中に一日3回15分間運転を停止する。
19年度	設備全般	省エネルギー機器や高効率機器の検討及び採用。	
19年度	照明設備	照度基準（JIS9110-00）により、照度測定を実施し、蛍光球の間引きを実施する。	
19年度	その他	省エネラベルやポスター等による省エネ推進の啓発。	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）
		A 事業所等排出区分	3,883 t	3,844 t	-1.0 %	3,882 t
B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%	
C その他排出区分	t	t	%	t	%	
排出合計	*1 3,883 t	*2 3,844 t	-1.0 %	*4 3,882 t	0.0 %	

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） （二酸化炭素換算（t））		報告年度（実績） （二酸化炭素換算（t））	
		取組量等	削減量等	取組量等	削減量等
森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t
府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	(削減量) t	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh (熱供給量) GJ	(削減量) t (削減量) t	(削減量) t (削減量) t	(売電量) kwh (熱供給量) GJ	(削減量) t (削減量) t
グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	(削減量) t	(購入量) kwh	(削減量) t
削減量等合計		*3 t	*3 t	*5 t	*5 t

差引排出量 (排出合計－削減等合計)	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	報告年度（実績）	削減率（実績）
	*1 3,883 t	(*)2-(*)3 3,844 t	-1.0 %	(*)4-(*)5 3,882 t	0.0 %

特記事項 特になし

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。  
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入  
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。